

「自殺予防対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要（ポイント）

【勧告先】 内閣府、文部科学省、厚生労働省
【勧告日】 平成 24 年 6 月 22 日 【回答日】 平成 25 年 2 月 28 日～3 月 1 日

1 調査概要

- 政府は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づき策定した「自殺総合対策大綱」（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定）において、平成 28 年までに、17 年の自殺死亡率を 20%以上減少させるとの数値目標を設定（注）したが、年間自殺者数は、平成 10 年以降 14 年連続して 3 万人を超える状況
（注）自殺死亡率は、人口 10 万人当たりの自殺者数を表す（自殺者数÷人口×100,000 人）。具体的には、25.5（平成 17 年）→ 20.4（平成 28 年）
- 以上のような状況を踏まえ、「自殺総合対策大綱」の見直しなど関係施策の推進を図る観点から、関係機関における自殺予防対策の取組状況、東日本大震災に対応した自殺予防対策の取組状況等について調査し、①自殺予防対策に係る効果的施策の推進、②自殺に関する相談事業を実施する民間団体に対する支援の一層の充実、③東日本大震災に関連した自殺を防止するための取組の一層の推進等について勧告
- この勧告に対し、各府省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係府省が講じた改善措置状況

○ この行政評価・監視において勧告した内容については、すべて、新たに平成 24 年 8 月 28 日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に盛り込み順次推進することとされた。各項目については、以下のとおり、当省の指摘を踏まえ対応中。

(1) 自殺予防対策に係る効果的施策の推進

勧告事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none">○ 施策の効果の評価等の方法を検討。各府省の施策の効果の評価、施策の見直しのための方策を実施 大綱の施策全体について、各府省の施策の評価結果に基づく総合的な評価を実施（内閣府）○ 地方公共団体の先進的な取組事例について、市区町村も含めた幅広い把握、各府省及び地方公共団体に対する情報提供 自殺の危険性が高い者の特性に応じた対策を実施（内閣府）	<ul style="list-style-type: none">○ 新しい大綱に勧告内容を盛り込むとともに、現在、施策の進捗状況・効果等の検証・評価等の方法、効果等の検証・評価等の結果を受けた見直し方針等を検討しており、できる限り早急に結論を得る予定○ 新しい大綱に勧告内容を盛り込むとともに、人口規模別の市区町村の特徴的な先進事例等の情報提供を行うべく情報収集を実施中 また、自殺の危険性が高い者の特性に応じた対策を推進すべく関係省庁と連携を図るため、平成 24 年 9 月、「自殺対策の機動的推進のためのワーキングチーム」（関係府省の副大臣等で構成）の設置、平成 25 年度予算案において官民連携協議会議の開催費用などを計上

(2) 自殺に関する相談事業を実施する民間団体に対する支援の一層の充実

勧告事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none">○ 民間団体における相談事業の運営等の実態及び課題等の把握の一層の充実 民間団体の安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策の実施（内閣府、厚生労働省）	<ul style="list-style-type: none">○ 自殺防止対策事業における各事業実施団体からの中間報告（平成 24 年 11 月）の際、勧告を踏まえ、事業実施目的の達成状況、今後の課題を新たに報告事項に加え、各団体の活動の実態及び課題等の把握内容を充実（厚生労働省）

(3) 関係機関相互の連携の一層の推進等

勧告事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none">○ 自殺対策連絡協議会等への教育委員会等の参加を要請（内閣府、文部科学省）○ 自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康の維持のための取組の重要性の周知徹底、地方公共団体への情報提供（内閣府） 専門的知見を活用した対応方法について一層の普及・啓発を実施（厚生労働省）	<ul style="list-style-type: none">○ 平成 25 年 2 月開催の「都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」において、勧告内容の周知を行い、都道府県・指定都市の実情に応じて自殺対策連絡協議会等への参加を依頼（文部科学省）○ 新しい大綱に勧告内容を盛り込むとともに、できる限り早急に、全国自殺対策主管課長等会議等の場を活用し、取組事例の情報提供等を実施予定（内閣府） これまで自殺対策に取り組む各自治体や団体等が行う講演会、研修など各種機会を通じて専門的知見の普及を図ってきた自殺予防総合対策センターの知見を活用し、一層の普及・啓発を実施予定（厚生労働省）

(4) 東日本大震災に関連した自殺を防止するための取組の一層の推進

勧告事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none">○ 東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の精神的負担の状況や症状等に関する実態の把握、これらの者の心の健康を維持するための長期的・継続的な取組を推進（内閣府）	<ul style="list-style-type: none">○ 新しい大綱に勧告内容を盛り込むとともに、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者のこころの健康を維持するための取組として、研修用教材を作成し、地方公共団体、関係機関等に配布するなど取組を推進。また、平成 25 年度以降、これらの者の精神的負担や症状等に関する実態を把握するための地方公共団体等を通じた情報収集等長期的・継続的な取組を推進

※ 各府省における取組の結果、平成 24 年の年間自殺者数は、平成 10 年以降初めて 3 万人を下回った（27,766 人：速報値。平成 23 年の年間自殺者数（30,651 人）と比較して 9.4%減少。）。

自殺予防対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成23年5月～24年6月
- 2 調査対象機関 調査対象機関：内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省
関連調査等対象機関：都道府県、政令指定都市、市区町、独立行政法人、民間団体等

【勧告日及び勧告先】 平成24年6月22日 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【回答年月日】 平成25年2月28日～25年3月1日

内 閣 府 平成25年3月1日 文 部 科 学 省 平成25年2月28日 厚 生 労 働 省 平成25年3月1日

【調査の背景事情】

- 政府は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「基本法」という。）に基づき策定した「自殺総合対策大綱」（平成19年6月8日閣議決定。以下「大綱」という。）において、平成28年までに、17年の自殺死亡率（注）（25.5）を20%以上減少させるとの数値目標を設定
（注） 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数を表す（自殺者数÷人口×100,000人）
 - ※ 大綱に盛り込まれている主な事項
 - ・ 重点施策（自殺の実態を明らかにする取組、国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組、社会的な取組で自殺を防ぐための取組等）
 - ・ 効果等の評価及び施策の見直しと改善
 - ・ 大綱の策定後おおむね5年を目途とした見直し 等
- 年間自殺者数は、平成17年以降、ほぼ横ばいが続き、ここ2年は減少しているものの、依然として3万人超（平成10年以降、14年連続して3万人超）
 - ※ 平成17年：3万2,552人（自殺死亡率25.5）、平成22年：3万1,690人（同24.9）、平成23年：3万651人（同24.0）
- 平成23年度において各府省が実施している自殺予防対策に係る施策（当初予算額）は、11府省庁・132施策（約149億6,400万円）

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 自殺予防対策に係る効果的施策の推進 (勧告要旨)</p> <p>内閣府は、自殺予防対策に係る効果的な施策を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 自殺予防対策に係る施策の効果の評価等の方法について、地方公共団体の先進的な取組事例を参考にするなどして検討し、検討結果に基づき、各府省の施策について自殺予防対策に係る効果の評価やこれに基づく施策の見直しを推進するための方策を講ずること。</p> <p>また、各府省の施策についての評価結果に基づいて、大綱の施策全体についての総合的な評価を行うこと。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大綱において、自殺予防対策に係る施策の評価等について、「本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める」旨明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 大綱に基づく各施策の効果の評価等は不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府は、自殺総合対策会議等において大綱に基づく各施策の実施状況を把握等しているのみ ・ 各府省においても、自殺予防対策としての効果の評価等を行っているとしているものは1施策のみ <ul style="list-style-type: none"> → 評価等の未実施の理由は、評価等の方法が分からないなど ・ 実施目的等において自殺予防が明記されていない施策が約半数(10府省・68施策(49.6%)) <ul style="list-style-type: none"> → 小学生を対象としたメディアリテラシー向上のための授業教材の開発等<総務省> → 誰もが地域で集い、憩うことができる環境形成のため、身近な都市公園の整備等<国土交通省> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 地方公共団体における先進的な取組事例について、市区町村も含めて幅広く把握し、各府省及び地方公共団体に対し情報提供を行うこと。</p> <p>また、関係府省と連携を図り、各種データや地方公共団体の先進的</p>	<p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】</p> <p>平成24年8月28日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」(以下「新大綱」という。)において、「中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを新たに設け、効果的に自殺対策を推進する」という記載が盛り込まれた。この記載を踏まえ、現在、新大綱に基づく施策の進捗状況・効果等の検証・評価等の方法、効果等の検証・評価等の結果を受けた施策の見直し方針等の検討を行っており、できる限り早急に一定の結論を得る予定である。</p> <p>また、新大綱における各府省の施策についての評価結果に基づいて、新大綱の施策全体についての総合的な評価を行うため、その方法等の検討を行っており、できる限り早急に一定の結論を得る予定である。</p> <p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】</p> <p>新大綱において、自殺を予防するための当面の重点施策に「地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるよう必要な情報の提供(地方公共団体の規模等、特徴別の先進事例の提</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>な取組事例を活用して、自殺の危険性が高い者についてはその特性に応じた対策を立てること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府は、警察庁及び厚生労働省から年齢別、職業別、原因・動機別などの自殺に関する詳細なデータの提供を受け、各種データの集計、公表等を実施 ○ 内閣府は、地方公共団体の取組事例について、都道府県及び政令指定都市を中心に把握 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種データや地方公共団体の先進的な取組事例を活用した施策の推進が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府における年齢別、職業別、原因動機別などの自殺者に関する詳細なデータの活用は不十分 <ul style="list-style-type: none"> → 例えば、生活保護受給者の自殺死亡率は、全国の自殺死亡率の2倍以上であるが、生活保護受給者を対象とした自殺対策については、大綱には明記なし ・ 内閣府における市区町村の効果的な取組事例についての把握及び市区町村への情報提供は不十分 <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 上記①、②の指摘については、大綱に盛り込んで推進すること。</p> <p>(調査結果)</p> <p>上記①及び②を参照</p>	<p>供を含む。)を推進する」ことが盛り込まれており、先進事例等地方公共団体が必要とする情報を収集しているところである。できる限り早急に、地域における自殺対策の取組事例を盛り込んだ事例集の作成、全国自殺対策主管課長等会議などを通じて、例えば人口規模別による市区町村の特徴的先進事例を紹介するなど情報提供していく予定である。</p> <p>また、新大綱において、警察が保有する自殺統計資料を始め関係機関が保有する資料について対策に活かせるようにするため情報を集約し、提供を推進することや、自殺未遂者など自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている者への対策や自殺の要因となりうる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連の分野における取組との連携についても盛り込まれた。これらの記載を踏まえ、これまでに、i)平成24年9月、関連分野の関係機関・団体又はそのネットワークとの連携体制を確立して、より多くの関係者による包括的な生きる支援の展開を行うため、自殺総合対策会議に「自殺対策の機動的推進のためのワーキングチーム」の設置、ii)平成25年度の自殺対策関係予算案において、官民連携協働会議等の開催のための費用の計上などを行っているところである。今後、これらの関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を通じて、自殺の危険性が高い者について、各種データの分析や地方公共団体の先進的な取組事例の収集・分類を行うなどにより、その特性に応じた対策を推進していく予定である。</p>
<p>2 自殺に関する相談事業を実施する民間団体に対する支援の一層の充実</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、自殺に関する相談において重要な役割を果たしている民間団体における相談事業の運営等の実態及び課題等の把握を一層充実させるとともに、当該民間団体の安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策を講ずる必要がある。</p> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本法第19条において、「国及び地方公共団体は、民間の団体が行 	<p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】</p> <p>1 ①及び②の指摘内容については、新大綱に盛り込んで推進することとした。</p> <p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】</p> <p>新大綱において、民間団体の電話相談事業に対する支援としては「相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する」ことが新たに盛り込まれた。今後、民間団体の安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策として、例えば基金を活用した民間団体の取組の報告やヒアリングなどを通じて、団体における相談事業の運営</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と規定</p> <p>大綱において、「問題を抱えた者に対する相談・支援体制の整備・充実」が必要とされ、また、「国及び地域の自殺対策において、民間団体の活動を明確に位置付けること等により、民間団体の活動を支援する」と明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺予防対策に関係する 11 府省 137 施策（平成 22 年度）のうち、相談業務に関するものは 7 府省庁・49 施策（35.8%）（予算額約 84 億円（約 60%））を占める。 ○ 相談受付時間の拡大等の充実を図ったところ、前年同時期と比較して自殺者数が 16.1%減少したことから、相談業務の充実が自殺予防対策に有効であるとしている地方公共団体あり ○ 全国 52 か所のいのちの電話では、自殺を考えている者からの電話相談を受け付ける活動をボランティアで実施 <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間団体は自殺に関する相談において重要な役割を果たしている <ul style="list-style-type: none"> → 自殺に関する相談受付件数（平成 22 年度） <ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉センター、保健所等（562 か所）：約 4.9 万件 いのちの電話（52 か所）：約 7.2 万件（精神保健福祉センター等の約 1.5 倍の件数） ○ 精神保健福祉センター、保健所等の中には、いのちの電話への自殺に関する相談業務の委託等により夜間の相談受付を実施しているものなどあり ○ いのちの電話における相談事業の運営等の実態・課題等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年間で、自殺に関する相談件数は約 2.3 倍に増加（31,799 件→71,926 件）。一方、相談員数は約 1 割減少（7,933 人→7,169 人） ・ 相談員不足で、フリーダイヤルでは、全受電件数のうち対応できている件数はわずか 4.1% ・ 相談員が相談活動に係る多額の費用を自己負担（相談員になるための養成研修に係る費用を 107,000 円自己負担等） ・ 一方、地方公共団体の中には、様々な方法によりいのちの電話への支援を実施している例あり <ul style="list-style-type: none"> → 県の施設を相談場所として提供している例<高知県>、精神保健福祉センターが実施する研修に相談員を参加させている例<広島市>、相談員募集を市の広報媒体等で周知している例<札幌市> 等 ○ 内閣府及び厚生労働省は、民間団体の団体概要、事業内容等は把握 	<p>等の実態及び課題等も含めて情報収集を行い、団体への支援のための方策についても広く情報提供を行っていく予定である。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省の自殺防止対策事業においては、自殺予防対策の専門家から構成される「事業選定・評価委員会」で審議の上、補助対象となる事業を採択しているが、平成 24 年 11 月の採択団体における事業の実施状況及び課題に関する中間報告の際に、勧告を踏まえ、これまでの活動に当たって心がけた点、従来から改善した点、事業実施目的の達成状況及び今後の課題を新たに報告事項に加え、各団体の活動の実態及び課題等の把握内容を充実させた。</p> <p>これらの報告内容を、「事業選定・評価委員会」における平成 25 年度以降の事業採択の審議の参考とするとともに、当該民間団体の安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策を講ずるための見直しを行う予定である。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>しているが、それら民間団体における相談事業の運営等の実態、課題等の把握及びそれらを踏まえた支援は不十分</p> <p>3 関係機関相互の連携の一層の推進等</p> <p>(1) かかりつけの医師等と精神科医との連携のための取組の一層の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、うつ病等の精神疾患患者に対する支援が推進されるよう、かかりつけの医師等と精神科医との連携の具体的な実施方法や取組事例について地方公共団体への情報提供を一層推進する必要がある。</p> </div> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本法及び大綱における理念として、国、地方公共団体、民間団体等の相互の密接な連携が明記 <p>また、基本法第 15 条において、「身体の障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保」等必要な施策を講ずることが規定</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した地方公共団体（17 都道府県、6 政令指定都市及び 14 市町村）のうち、かかりつけの医師等と精神科医との連携のための取組を実施しているものは、1 都道府県（5.9%）、2 政令指定都市（33.3%）及び 1 市町村（7.1%）の計 4 地方公共団体（10.8%） <p>(2) 地域保健と産業保健との連携による自殺予防対策の一層の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、地域保健と産業保健との連携による自殺予防対策が推進されるよう、地域・職域連携推進協議会における地域保健と産業保健との連携による自殺予防対策について、地域・職域ガイドライン等に明確に位置付けるとともに、具体的な連携方法や連携の取組事例の地方公共団体への情報提供を一層推進する必要がある。</p> </div> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大綱において、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を図るため、特に、メンタルヘルス対策の取組が進んでいない小規模事業場に対して、地域保健と産業保健との連携などによる支援を充実することが明記 <p>(調査結果)</p>	<p><改善措置状況></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>かかりつけの医師等と精神科医との連携（G P 連携）の具体的な実施方法や先進取組事例については、現在、各都道府県において行われている平成25年度以降の医療計画の策定に資するよう、勧告を踏まえ、各都道府県からの照会に個別に応じる等により各都道府県の状況に応じた情報提供を行っている。</p> <p>また、医療計画の実施に伴う新たな取組のうち、各地方公共団体と情報を共有することにより G P 連携の取組に効果的と考えられるものについては、全国都道府県等担当課長会議等を通じて積極的に情報提供を行っていく予定である。</p> <p><改善措置状況></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>平成25年2月5日に開催した各地方公共団体の地域・職域連携担当者を対象とした、地域・職域連携推進事業関係者会議において、今回の勧告内容や地域・職域連携を通じたメンタルヘルス対策について情報提供したところである。</p> <p>また、「地域保健医療等推進事業の実施について」（平成18年6月30日付け健発第0630003号厚生労働省健康局長通知）の別添4「地域・職域連携推進事業実施要綱」の改正によりメンタルヘルス対策をより明確に位置付け、平成25年度以降、各地方公共団体が自殺・うつ病等を含めたメンタルヘルス対策について、地域・職域連携推進協議会での取組を推進できるよう、情報提供を実施する予定である。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 調査した 20 地方公共団体のうち、地域・職域連携推進協議会において地域保健と産業保健とが連携した自殺予防対策に係る取組を行っているものは1県 (5.0%) のみ</p> <p>(3) 救命救急センターと関係機関等との連携のための取組の一層の推進 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐための救命救急センターと関係機関等との連携が推進されるよう、個人情報ガイドラインを改定するなどにより、救命救急センターから関係機関等へ自殺未遂者の個人情報を提供する場合の方法、内容等を示す必要がある。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 基本法第 15 条において、「救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保」等必要な施策を講ずることが規定。また、同法第 17 条においては、「国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずる」ことが規定</p> <p>○ また、大綱において、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、入院中及び退院後のケアを行うことが明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 厚生労働省は、救命救急センターから関係機関等（精神科医、精神保健福祉センター等）に自殺未遂者の個人情報を提供する場合の具体的な方法、内容等を明示せず。</p> <p>○ 調査した 38 地方公共団体のうち、連携のための取組の実施は 7 地方公共団体 (18.4%)</p> <p>→ 個人情報を関係機関で共有する方法が分からないとするものなどあり</p> <p>(4) 教育委員会や学校と地域の関係機関等との連携の一層の推進 (勧告要旨)</p> <p>関係府省は、教育委員会や学校と地域の関係機関等とが連携した自殺予防対策を推進するため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 内閣府は、自殺対策連絡協議会等に教育委員会等の学校関係者が参加していない地方公共団体に対し、これらの者の参加について要請すること。</p> <p>また、文部科学省は、自殺対策連絡協議会等に参加していない教育</p>	<p><改善措置状況></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>自殺未遂者の再度の自殺を防ぐための救命救急センターと関係機関等との連携については、新大綱において、i) 救命救急センター等への精神保健医療従事者等の配置、ii) 治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性の評価、精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備等が新たに盛り込まれた。これを踏まえ、救命救急センターと関係機関等との連携が推進されるよう、平成24年11月、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに関するQ&A（事例集）」を改訂し、救命救急センターから関係機関等へ自殺未遂者の個人情報を提供する場合の方法、内容等について、各都道府県に示した。</p> <p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】</p> <p>新大綱において、「都道府県及び政令指定都市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等により地域における自殺対策の計画づくり等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供と適切な支援を行うこととする」ことが盛り込まれた。できる限り早急に、</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>委員会等に対し、参加を要請すること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大綱において、「自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。」として、そのために、国は、都道府県及び政令指定都市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等が設置されるよう積極的に働きかけることが明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 64 都道府県等に設置された自殺対策連絡協議会等のうち 10 協議会等 (15.6%) で、教育委員会等の学校関係者が構成員となっていない。</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 文部科学省は、「スクールカウンセラー等活用事業」による連絡協議会を活用した取組が推進されるよう、同協議会への自殺予防対策に関する専門的な知見を有する地域の関係機関等(精神保健福祉センター、精神科医など)の参加を促進するための方策を講ずること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大綱において、学校における心の健康づくり推進体制の整備を図る観点から、スクールカウンセラーの配置など学校における相談体制の充実を図ること、また、いじめを苦しめた子どもの自殺の予防の観点から、学校、地域、家庭が連携していじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進することが明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した 11 都道府県等で開催されている「スクールカウンセラー等活用事業」による「連絡協議会」では、いずれも、その構成員として、地域の関係機関が含まれていない。</p> <p>(5) 自殺予防対策に従事する者の心の健康を維持するための取組の一層の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>関係府省は、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維</p>	<p>全国自殺対策主管課長等会議などの場を活用して、教育委員会を始めとする様々な主体の参加を要請する予定である。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>平成25年2月、都道府県・指定都市教育委員会に対し、本勧告について文書にて周知する。</p> <p>また、平成25年2月開催の「都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」において、本勧告の内容に関する周知を行い、都道府県・指定都市の実情に応じて自殺対策連絡協議会等に参加するよう依頼する。</p> <p><改善措置状況></p> <p>【文部科学省】</p> <p>平成25年2月、都道府県・指定都市教育委員会に対し、本勧告について文書にて周知する。</p> <p>また、平成25年2月開催の「都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」において、本勧告の内容に関する周知を行い、自殺予防対策の推進に当たりスクールカウンセラー等活用事業による連絡協議会の活用を依頼する。</p> <p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>持するための取組が推進されるよう、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 内閣府は、関係府省と連携を図り、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組の重要性の周知を徹底するとともに、その取組事例について地方公共団体に情報提供を行うこと。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大綱において、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組について、「民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法の普及を図る」と明記</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 内閣府は、取組事例の情報提供を行っておらず、取組の重要性についての周知も不十分</p> <p>○ 厚生労働省は、専門的知見を活用した対応方法についての普及・啓発が不十分</p> <p>○ 地方公共団体が実施した、心の健康に関する相談業務従事者等を対象としたアンケート調査では、仕事で関わった者が自殺又は自殺未遂をした415件について「眠れなくなった」が95人、「その仕事が続けられなくなった」が19人、「精神科を受診した」が15人など大きな影響ありとの結果<平成23年1月、尼崎市></p> <p>○ 調査した地方公共団体の60相談機関のうち、取組が未実施のものが20相談機関(33.3%)</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 厚生労働省は、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための専門的知見を活用した対応方法について一層の普及・啓発を図ること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>上記①を参照</p> <p>(調査結果)</p> <p>上記①を参照</p>	<p>新大綱において、自殺対策従事者への心のケアの推進に関し、「自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を活かした支援方法の普及を図る」ことが盛り込まれた。これを踏まえ、できる限り早急に、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組の重要性の周知については、関係府省と周知内容、方法等について検討を行うとともに、全国自殺対策主管課長等会議などの場を活用して、取組事例の情報提供を行う予定である。</p> <p><改善措置状況></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>自殺予防対策に関する業務に従事する者の心のケアの必要性については、新大綱においても、「民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を活かした支援方法の普及を図る」こととされ、自殺予防対策に関する業務を行う事業等を所管する内閣府を始めとする関係省庁において、取り組むこととされた。これを踏まえ、これまで自殺対策に取り組む各地方公共団体や団体等が行う講演会、研修など各種機会を通じて専門的知見の普及を図ってきた自殺予防総合対策センターの</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>4 自殺予防に関する普及啓発の一層の推進 (勧告要旨)</p> <p>内閣府は、自殺予防に関する普及啓発の実施に当たり、国民一人ひとりの自殺予防に対する意識の向上等を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 地方公共団体の取組や意見を参考にするなどにより、関係府省と連携を図り、対象者や目的等を明確にした啓発事業の推進を図るなど、自殺予防に関する普及啓発を一層推進するための方策を講ずること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本法第12条において、自殺予防に関する普及啓発について、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定 ○ 大綱において、「自殺対策における国民一人ひとりの役割等について国民の理解の促進を図るため、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する」こととして、自殺予防週間の設定による啓発事業の実施等の取組内容が明記 ○ 内閣府は毎年度、自殺予防週間（9月10日からの一週間）や自殺対策強化月間（3月）の実施要綱を定め、地方公共団体や関係団体等とも連携して、自殺対策キャンペーンの実施による啓発事業や各種広報媒体を通じた広報などの取組を実施 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した全ての地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じて、パンフレット等の作成・配布、講演会等の開催など、様々な普及啓発に関する取組を実施し、普及啓発に関する取組は一定程度進捗している状況 <ul style="list-style-type: none"> → 自殺死亡率が高い無職者を対象とした啓発活動（無職者向けのちらしやカードを作成し、ハローワーク等で配布）を実施している例 → 自殺予防対策に直接関わりのない職員を含めた全職員、民生・児童委員、消費生活相談員等のほか、広く一般住民も対象として、自殺への偏見を取り除き、自殺のサインに気づくことができるようになるための研修を実施している例 	<p>知見を活用し、地方公共団体や団体等の職員を対象とした研修会のプログラムに、自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法等に関する内容を盛り込むなど、一層の普及・啓発を図っていく予定である。</p> <p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】</p> <p>自殺予防に関する普及啓発については、始動期の全ての人々を対象とする啓発事業から、今後は、地域の実態に即した集団（例：高齢者層、働き盛り層の集団）や自殺リスクの高い集団への啓発など、対象者、目的、成果等を明確にした啓発事業の推進を図る予定である。</p> <p>具体的には、できる限り早急に、既にこうした事業を実施している地方公共団体における自殺対策の取組事例を盛り込んだ事例集による情報提供を行うとともに、関係府省との連携の下、全国自殺対策主管課長等会議などの場を活用して、自殺予防対策に係る施策に関する情報提供を行い、事業のより一層の推進を図る予定である。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 自殺に関する国民の関心は必ずしも高いものとなっていない状況であり、自殺予防に関する普及啓発を一層推進する余地あり</p> <p>→ 内閣府の「自殺対策に関する意識調査」(平成 24 年 1 月)において、自殺者数が平成 10 年から 14 年連続して 3 万人を超える厳しい状況にあることを知らない人が 34.5%となっており、20 歳代及び 30 歳代では約半数が知らないとしている。</p> <p>→ 地方公共団体の自殺対策等に関する意識調査において、i)「自殺予防週間」の名称及び事業を知っていると回答した人は 3.4%<平成 23 年 2 月、名古屋市>、ii) 県民の 83.7%が県内の自殺者の状況を知らない<平成 22 年 10 月、鹿児島県>などの例あり</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 統一ダイヤルについて、全国共通の電話番号を設定している地方公共団体における設定による効果等を把握し、未設定となっている都道府県及び政令指定都市に対する情報提供を行うなど、統一ダイヤルの全国展開を推進するための方策を講ずること。</p> <p>(制度の概要等)</p> <p>○ 大綱において、相談窓口電話番号の全国共通化について検討することとされている。</p> <p>○ 内閣府は、大綱に基づき、より多くの人々が相談しやすい体制の整備を図るため、平成 20 年 9 月 10 日から、都道府県及び政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用を開始</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 平成 24 年 4 月現在、全国共通の電話番号を設定しているのは 30 都道府県 (63.8%) 及び 3 政令指定都市 (15.0%) にとどまっている。</p> <p>○ 調査した地方公共団体の中には、統一ダイヤルの全国共通の電話番号を設定したことにより、相談件数が増加しているなど効果が現われている例あり</p> <p>5 東日本大震災に関連した自殺を防止するための取組の一層の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>内閣府は、関係府省と連携を図り、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の精神的負担や症状等に関する実態を把握するとともに、これらの者の心の健康を維持するための長期的・継続</p>	<p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】</p> <p>統一ダイヤルについては、接続状況、平均通話時間等の利用状況を効果として把握し、毎月、都道府県及び政令指定都市に対しその状況について情報提供しているほか、平成 24 年 9 月の自殺予防週間中においても、全都道府県及び政令指定都市に対し加入を呼びかけたところ、当該期間においては、全都道府県及び政令指定都市が統一ダイヤルに加入した。</p> <p>今後とも、全国自殺対策主管課長等会議を始め、自殺対策強化月間、自殺予防週間等の機会を活用して、引き続き、全都道府県及び政令指定都市に対し、統一ダイヤルへの恒常的な加入を呼び掛けていく予定である。</p> <p><改善措置状況></p> <p>【内閣府】</p> <p>新大綱において、「大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>的な取組を推進する必要がある。 また、上記の指摘については、大綱に盛り込んで推進する必要がある。</p> <p>(制度の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大震災からの復旧・復興への過程で、被災者の孤独や不安が増大等による自殺者の増加の可能性が指摘され、また、被災者を支援する業務に従事する者についても精神面でのケアが必要な状況。これらの者に対する長期的・継続的な心の健康を維持するための取組が必要。 ※ 厚生労働科学研究において、被災から数か月後から数年の時期に、PTSDの遷延化、震災ストレスからくる抑うつや不安障害等の症状がみられるとされている。 また、阪神・淡路大震災後7年が経過した時点で、自宅が全壊し復興住宅に暮らす被災高齢者のうち約2,000人、被災児童等約3,100人にPTSDの遷延化が見られたとの報告あり。 <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的・継続的な被災者の心の健康維持が課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災関連の自殺者数の累計は61人（平成24年3月現在。毎月継続的に自殺者が発生）（内閣府の実態把握） ・ 宮城県内で、睡眠障害の疑いがある者は約4割（厚生労働省調査） ・ 被災県では、被災者の心の健康維持のための拠点の設置などを進めつつあり、長期的に運営していく予定。しかし、長期的・継続的に被災者の心の健康維持のための取組を行う専門職（精神科医、臨床心理士等）の確保が困難 ○ 被災者を支援する業務に従事する者の心の健康維持も急務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者を支援する業務に従事する者についても心の健康維持が必要となっている実態がみられ、被災者と同様、長期的な対応が必要 <ul style="list-style-type: none"> → 警察庁が実施した被災3県（岩手、宮城及び福島）の警察職員を対象とした問診票による調査において、回答した警察職員のうち7.6%が強いストレスを受けているとの結果 → 総務省消防庁が実施した被災地で活動する消防団員を対象とした調査において、ストレスやショックを感じたと回答したのは84.9%。このうち89.0%がその対策を未実施との結果 → 京都府が被災地に派遣した「心のケアチーム」の医師等が診療等を行った被災市町村職員のうち、ストレス関連疾患と診断された職員は41.0% 	<p>連施策を、発災直後から復興の各段階に応じて中長期にわたり講ずることが必要である。また、支援者の心のケアも重要である」とされ、自殺を予防するための当面の重点施策に「東日本大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策の検討、実施を進める」ことや、「東日本大震災の被災者等について、生活環境の変化等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケアのほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する」ことなどが新たに盛り込まれた。これを踏まえ、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者のこころの健康を維持するための長期的・継続的な取組を推進できるよう、研修用DVD「避難所編」、「仮設住宅編」等を作成し、地方公共団体、関係機関等へ配布するなど取組を推進している。</p> <p>また、平成25年度以降、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の精神的負担や症状等に関する実態を把握するため、地方公共団体等を通じて情報を収集するなど、長期的・継続的な取組を推進する予定である。</p>